



2021年2月12日

各 位

会社名 株式会社シノケングループ
代表者名 代表取締役社長 篠原 英明
(JASDAQ・コード 8909)
問合せ先 取締役 執行役員 玉置 貴史
(TEL 092-714-0040)

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する 譲渡制限付株式報酬制度の継続及び一部改定のお知らせ

当社は、2018年3月から、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本日開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、2021年3月26日開催予定の第31回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）で承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）に関する議案を本株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、本制度の変更は、本株主総会で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

記

1. 本制度の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要及び一部改定について

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けますこととなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額及び当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、2018年3月28日開催の第28期定時株主総会において、それぞれ年額100百万円以内及び年70,000株以内（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的

に調整することができるものとする。以下同じ。)としてご承認をいただいております。本制度導入時と比較して本株主総会時点においては、対象取締役が3名から4名へと増員することとなるため、それぞれ総額を200百万円以内、新たに発行又は処分をされる当社の株式の総数を年140,000株以内に改定いたします。

3. その他

以上の改定点を除き、当初決議に変更はございません。

以 上